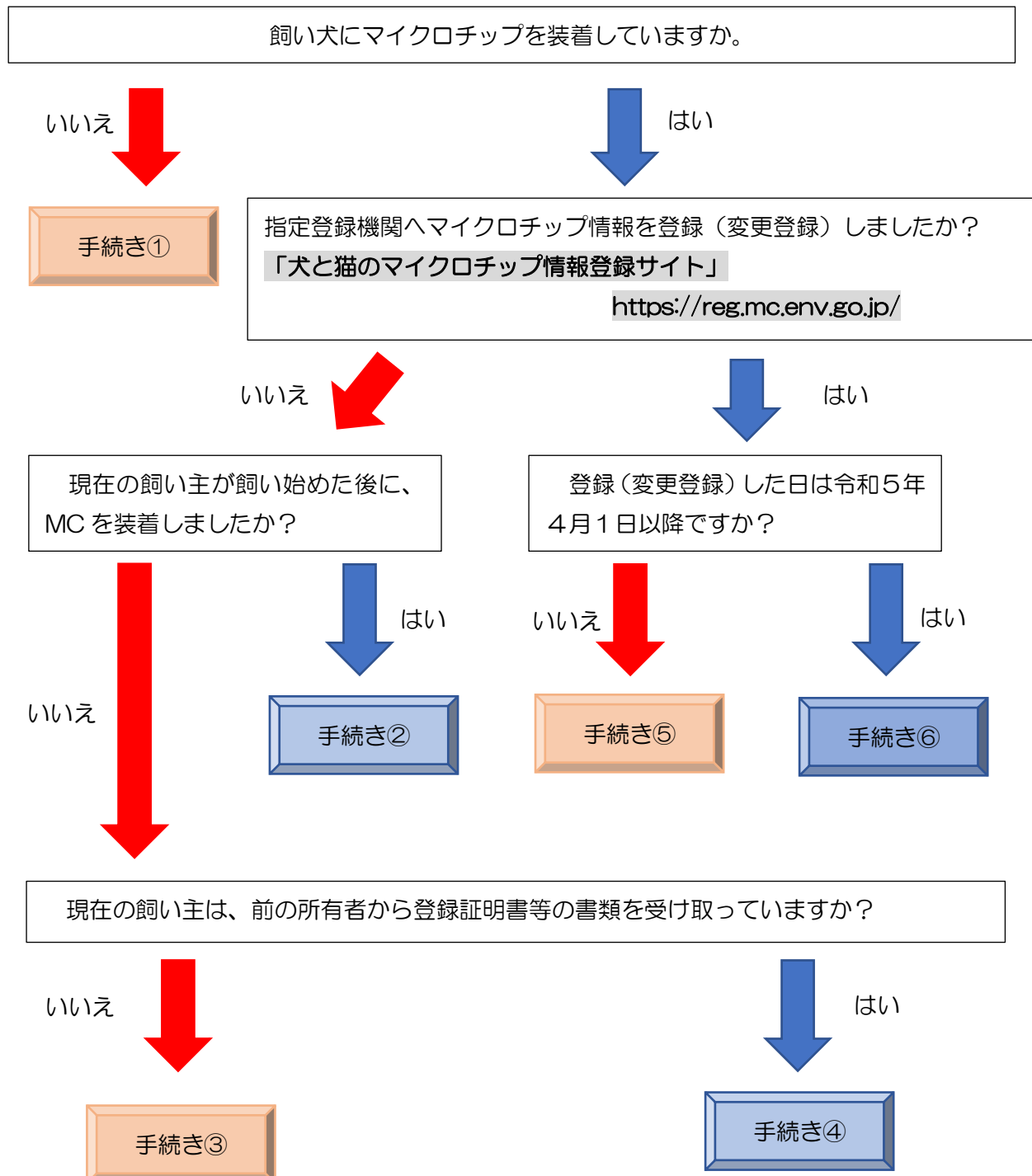


貝塚市へ 狂犬病予防法に基づく「飼い犬登録」 を行っていないかたの必要な手続き



指定登録機関とは

国（環境省）が指定するマイクロチップ情報の登録機関のことで、公益社団法人日本獣医師会が指定されています。

登録（変更登録）の手続きは、当該指定登録機関が運営する所有者情報登録データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」にて Web 上で行います。

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

電話番号 03-6384-5320

「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」 <https://reg.mc.env.go.jp/>

【注意】

※日本獣医師会は、指定登録機関以外に、民間登録事業として「AIPO」も実施しています。また、AIPO 等の民間登録機関で既に登録されている場合でも、指定登録機関へ登録できる場合があります。詳しくは指定登録機関へ問合せください。

狂犬病予防法に基づく「飼い犬登録」手続きについて

「鑑札交付による飼い犬登録手続き（従来からの手続き）」

貝塚市健康推進課窓口又は市内動物病院において、登録料 3,000 円を支払い、「鑑札」の交付を受ける手続き。

「特例制度適用の手続き」

※マイクロチップ装着に係る狂犬病予防法上の特例制度適用による手続き

指定登録機関に動物愛護管理法上のマイクロチップ情報の登録（変更登録）【手数料：電子400 円、紙媒体 1,400 円】をすることで、指定登録機関から、制度参加市町村へ必要情報が通知されることで、狂犬病予防法上の市町村への飼い犬登録申請をおこなったものとみなされ、「鑑札交付による飼い犬登録手続き」が不要となります。なお、紙申請の場合、別途振込手数料等が必要です。

さらに、装着されたマイクロチップは「鑑札」とみなされ、「鑑札」の交付が不要になります。手数料（3,000 円）も不要です。

貝塚市は、令和 5 年 4 月 1 日から特例制度へ参加します。

手続き①

「鑑札交付による飼い犬登録手続き」をしてください。

飼い犬登録手続きの前に、動物病院でマイクロチップを装着し、令和5年4月1日以降に指定登録機関に登録（変更登録）した場合は、「特例制度適用の手続き」となります。

手続き②

指定登録機関にマイクロチップ情報を登録する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

なお、指定登録機関への登録にはマイクロチップ装着証明書が必要です。飼い犬のマイクロチップ情報の登録状況がわからない場合は、指定登録機関にお問い合わせください。

また、令和5年3月31日以前に指定登録機関に登録（変更登録）された場合は、特例制度の対象にはなりませんので、健康推進課窓口で飼い犬登録申請が必要です。

ただ、生後90日齢以内の飼い犬については例外がありますのでご注意ください。

【生後90日齢以内の例外】

特例制度では、指定登録機関への登録（変更登録）した翌日に市町村へ通知が届きます。この通知が届いたことで制度の対象となりますが、生後90日齢以内の飼い犬については、91日齢以降に通知が届くことから、令和5年3月31日以前に登録（変更登録）をしても、特例制度の対象となる場合があります。

指定登録機関以外の「AIPO」等の民間登録機関へ登録している場合も考えられますが、狂犬病予防法の特例制度適用には、環境省指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会への登録（変更登録）が必要です。民間登録機関へ登録されている場合でも、新たに指定登録機関へ登録できる場合があります。詳しくは指定登録機関へ問合せください。

手続き③

前の所有者が指定登録機関に登録している場合は、前の所有者から登録証明書を受け取っていただき、指定登録機関にマイクロチップ情報の変更登録をしてください。

前の所有者が指定登録機関に登録していない場合は、マイクロチップの装着時期により、必要な手続きが変わりますので、健康推進課までお問合せください。

なお、令和5年3月31日以前に指定登録機関へ手続きされた場合は、本市での特例制度適用にはなりませんので、別途健康推進課窓口で、「鑑札交付による飼い犬登録手続き」が必要となります。

ただ、生後90日齢以内の飼い犬については例外がありますのでご注意ください。

手続き④

指定登録機関にマイクロチップ情報を変更登録する必要がありますので、必ず手続きをお願いします。

なお、指定登録機関への変更登録には登録証明書が必要です。飼い犬登録状況がわからない方は、指定登録機関に問合せください。

なお、令和5年3月31日以前に指定登録機関に手続きされた場合は、本市での特例制度適用にはなりませんので、別途健康推進課窓口で、「鑑札交付による飼い犬登録手続き」が必要となります。

ただ、生後90日齢以内の飼い犬については例外がありますのでご注意ください。

手続き⑤

「鑑札交付による飼い犬登録手続き」をしてください。

生後90日齢以内の飼い犬については例外がありますのでご注意ください。

手続き⑥

「特例制度適用の手続き」となります。

指定登録機関から貝塚市への特例通知により飼い犬登録を行いますので、別途飼い主による手続きは不要です。

貝塚市では、手数料条例を改正し、令和 5 年 4 月 1 日以降に特例制度に該当する方の飼い犬登録手数料 3,000 円は徴収しないこととなりました。

なお、特例通知は犬の所有者が指定登録機関に手続きをした翌日に通知されます。また、特例通知は飼い犬が 91 日齢となって初めて本市に通知されます。そのため、指定登録機関への手続きをされた後しばらくは、本市の登録が完了していない場合がありますのでご了承ください。